

デジタル技術導入モデル実証事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

デジタル技術導入モデル実証事業実施委託業務

2 事業の目的

県内中小企業等のデジタル化・DXを進めるためには、他社の導入・活用事例が重要となる。デジタルツールの導入の支援や業務改善への活用等をコンサルティングし、様々な企業のデジタル技術導入・活用事例（モデルケース）を創出し、県内企業へ横展開する。

3 事業内容

(1) デジタル技術導入モデルの実証

デジタル技術を活用して業務改善に取り組む意欲のある県内中小企業等に対し、現状分析を行い、見えてきた課題について適切なデジタルツールの導入による業務改善及びデジタル化・DX計画策定までのコンサルティング支援を行う。また支援内容をデジタル技術導入事例としてまとめ、県内企業へ横展開を図る。

(2) デジタル化企業見学会の開催

県内中小企業等を対象に、先行して業務のデジタル化を行った企業を見学先として見学会を開催する。

(3) 導入事例紹介セミナーの開催

2021年度以降デジタル技術導入モデル実証事業で創出した事例等（2024年度に実証を行う事例についても含める）についてセミナーを開催し、周知を行う。

4 委託業務

(1) デジタル技術導入モデルの実証

ア 導入企業の募集・選定

(ア) 導入企業の募集

- ・導入企業募集及び事業周知のため、事業の紹介を行う募集セミナーを開催すること。その際、デジタル化先進企業等の事例紹介や講演をプログラムに組み込むなど、デジタル化の機運醸成が図られる内容とすること。
- ・募集セミナーの開催については、以下の内容を想定している。
 - a 開催時期 2024年6～7月
 - b 開催方法 オンラインにて1回開催
 - c 対象企業 県内中小企業等30社程度
 - d 対象業務 生産、物流、販売、企画、バックオフィス（経理、人事等）
- ・募集セミナーの周知については、デジタル化未着手の企業等、幅広く周知し参加を募ること。
- ・募集セミナーに参加する企業は、業種に偏りが無いことが望ましい。
- ・導入企業については、実証結果を公開することについて理解を得ること。

(イ) 導入企業の選定

- ・導入企業の選定にあたり、事前にヒアリングを実施し現状分析を行い、デジタルツール導入による業務改善が有用である企業を選定すること。

- ・導入企業が実証する内容は、以下の内容を想定している。
 - a 対象業務 生産、物流、販売、企画、バックオフィスのうち、1業務以上を対象としてデジタルツールの導入を支援すること。
 - b 実証数 合計10件程度の実証が行われるよう導入企業を選定し、そのうち5件以上を製造業とすること。
- ・導入企業の最終的な選定社数については、県と協議すること。
- ・導入企業の選定基準については、事前に県と調整すること。
- ・実証企業の選定に当たっては、以下の項目を選定基準に含めること。
 - ①導入するデジタルツールの活用イメージが具体的に定まっているか。
 - ②実証に取り組む体制が構築され、社内で適切に共有されているか。
- ・選定から外れた企業についても、県のデジタル技術活用等についてのアドバイザーの利用を促す等、県やあいち産業DX推進コンソーシアムの施策と連携すること。

イ デジタル技術導入モデルの実証

(ア) 導入支援

- ・応募時に行った現状分析を基に、デジタル化の目標設定の支援、効果的なデジタルツールの提案を実施すること。
- ・製造業や製造業と関連の深い業種の企業に対して、特定業務の改善に特化した専門性の高いデジタルツール（稼働状況の見える化、生産計画・管理、図面管理、人材管理などを想定）の導入を支援する新規事例（本事業において昨年度までに導入した支援した実績のないもの）を5件の創出を目標とすること。
- ・導入支援を開始するまでに、導入するデジタルツールの効用や業務改善の最終的な目標等について実証企業と密に協議を行い、遅滞なく導入支援を実施する体制を構築すること。
- ・実証企業の組織内で実証における取組内容が共有されていることを随時確認し、改善する業務と導入するデジタルツールにミスマッチが生じないように努めること。
- ・提案したデジタルツールの導入支援と業務改善のコンサルティングを実施すること。
- ・デジタルツールの提案にあたっては、本県で活動するスタートアップが開発・提供するデジタルツール等も選択肢に含めるよう努めること。
- ・デジタルツールの試行導入期間は5か月程度とし、デジタルツール利用に係る費用（クラウドサービス利用料や通信費用など）は委託費の積算に含めること。

(イ) デジタル化・DX計画の策定

- ・導入企業に対し、デジタル化・DXに取り組む際の課題について解消するための道筋をまとめた企業ごとの「デジタル化・DX計画」の策定を支援すること。
- ・計画の内容は、人材、資金の確保、デジタル化する業務の拡大等、各社の状況に応じて必要となる内容についてまとめた計画とし、目標時期の設定や具体的な取り組み内容を記載し、実証事業終了後も導入企業がデジタル化・DXを自社で取り組むことができる内容とすること。

ウ 導入結果の整理

(ア) 事業の効果・検証

- ・導入企業の課題、デジタルツール導入の流れ、改善内容、費用、効果等について、デジタルツールの導入事例としてまとめること。導入事例については、受託者自らの広報媒体においても積極的に情報発信を行うこと。

(イ) 成果報告会

- ・本事業で実施した実証の事例について、情報共有を図る成果報告会を開催すること。なお、成果報告会については、「4（3）ア 導入事例紹介セミナーの企画・開催」で示す事例紹介セミナーと兼ねることは差し支えない。

(2) デジタル化企業見学会の開催

ア 見学会の企画・開催

- ・2020年度以降に県が実施した県内中小企業等のデジタル化・DX推進のための施策で創出・紹介した事例や、あいち産業DX推進コンソーシアム会員企業等を見学先とした見学会を開催すること。
- ・見学会の開催については、以下の内容を想定している。
 - a 開催時期 2024年8月～12月
 - b 開催回数 4回
 - c 対象企業 これからデジタル化を検討する県内中小企業等の担当者等
 - d 参加者数 参加者及び参加人数は、見学先企業と調整の上、決定すること
- ・見学会は、4回の開催のうち、名古屋・尾張地区、三河地区でそれぞれ1回以上開催すること。
- ・見学先は4企業選定し、各回1企業を見学することとする。参加者については、各回ごとに募集するものとする。

(3) 導入事例紹介セミナーの開催

ア 導入事例紹介セミナーの企画・開催

- ・2021年度以降デジタル技術導入モデル実証事業で創出した事例等について紹介するセミナーを開催すること。
- ・事例紹介セミナーの開催については、以下の内容を想定している。
 - a 開催時期 2024年7月～2025年3月
 - b 開催回数 4回
 - c 対象者 県内中小企業等の担当者等
 - d 参加数 30社程度/回
- ・セミナーは、4回の開催のうち、名古屋・尾張地区、三河地区でそれぞれ1回以上開催すること。
- ・セミナーは、4回の開催のうち、2回はオンライン併用の開催とし、3回は県施設の会議室での開催を想定している。ただし、受託者の提案により、3回以上オンライン併用開催することや県施設の会議室以外の会場を使用することは差し支えない。
- ・県施設の会議室を使用する場合は、開催時期及び予約・利用に係る手続きについて、県と調整すること。
- ・セミナーについて、「4（1）ウ（イ）成果報告会」で示す成果報告会と兼ねて開催することは差し支えない。なお、成果報告会と兼ねて開催する場合は、県内全域からの参加を鑑み、現地会場とオンライン併用で開催すること。

(4) その他

- ・事例共有やセミナーの開催については、あいち産業 DX コンソーシアムと連携をして実施することが望ましい。

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書、冊子等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費（デジタルツールに係る費用含む）

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- | | |
|------------------------|----|
| ・事業実施報告書 総括版（A4判） | 1部 |
| ・事業実施報告書 公開版（A4判） | 1部 |
| ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） | 1式 |
| ・その他県が指示したもの | |

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、県が実施する各事業およびあいち産業 DX 推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を

行うこと。

- (5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (6) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。